改正後

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、航空機製造事業法（以下「法」という。）及び航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（事業の区分）

第五条　［略］

二　［略］

ロ　総重量五トン未満のプロペラ飛行機（ターボ・プロップ飛行機及び令第一条に規定する飛行機（以下「無人飛行機」という。）を除く。以下同じ。）

（製造方法の認可の適用除外）

第二十九条の二　［略］

一	脚支柱又は着陸緩衝装置
二	車輪
三・四	［略］
五	発電機
六	令第一条の二第七号に掲げる航空計器
七	空気調和装置用機器
八	航法用電子計算機
九	レーザージャイロ装置

（航空検査技術者の選任）

第三十二条の二　［略］

航空機用原動機	航空機用原動機国家試験
航空機用プロペラ	航空機用プロペラ国家試験
回転翼	回転翼国家試験
飛行指示制御装置	飛行指示制御装置国家試験
統合表示装置	統合表示装置国家試験
回転翼航空機用トランスミッション	回転翼航空機用トランスミッション国家試験
ガスタービン発動機制御装置	ガスタービン発動機制御装置国家試験

改正前

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、航空機製造事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（事業の区分）

第五条　［略］

二　［略］

ロ　総重量五トン未満のプロペラ飛行機（ターボ・プロップ飛行機及び航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号。以下「令」という。）第一条に規定する飛行機（以下「無人飛行機」という。）を除く。以下同じ。）

（製造方法の認可の適用除外）

第二十九条の二　［略］

［新設］	
［新設］	
一・二	［略］
［新設］	
三	航空計器
［新設］	
［新設］	
［新設］	

（航空検査技術者の選任）

第三十二条の二　［略］

法第二条第二項第一号に掲げる航空機用機器	航空機用原動機国家試験
法第二条第二項第二号に掲げる航空機用機器	航空機用プロペラ国家試験
令第一条の二第一号に掲げる航空機用機器	回転翼国家試験
令第一条の二第二号又は第三号に掲げる航空機用機器	降着装置国家試験
令第一条の二第六号に掲げる航空機用機器	発電機国家試験
令第一条の二第八号に掲げる航空機用機器	空気調和装置用機器国家試験
令第一条の二第九号イからニまでのいずれかに掲げる航空機用機器	飛行指示制御装置国家試験